

委員会決定個別留意事項の反映状況

日本医療研究開発機構	p 1
年金積立金管理運用独立行政法人	p 3
経済産業研究所	p 5
工業所有権情報・研修館	p 7
産業技術総合研究所	p 9

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和元年 11 月 21 日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【国立研究開発法人日本医療研究開発機構】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 第1期中長期目標期間における業務運営を踏まえ、そのノウハウの蓄積と継承について、その方策を検討し、例えば策定予定である人材育成の方針に従い人材育成を進めつつ実施するなど、その取組について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (5) 職員の意欲向上と能力開発等 <u>AMEDにおける業務のノウハウを継承・蓄積し、業務を効率的・効果的に進めるため、医療分野の研究開発のマネジメントを行う人材の確保・育成方策を策定し、人材確保・育成を進める。その際、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき策定している「人材活用等に関する方針」に留意する。</u> <u>個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図る。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努める。</u></p>
<p>② また、実用化等につながった成果の要因分析や成果活用実績の把握、国内外からより関心を得つつ、より多くの研究機関からの協力を得るための手法の検討、積極的な研究成果の発信の実施について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (1) AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等 ④ 実用化へ向けた支援 (前略) <u>具体的には、令和2年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法の改善に活用する。また、研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した研究成果と企業のニーズとのマッチング支援を行う。</u> ⑤ 国際戦略の推進 (前略) <u>このような認識の下、研究開発の推進にあたり、海外の主要なファンディング機関等の関係機関や専門人材とのネットワーキングを活用するなど適切な国際連携を図る。また、グローバルなデータシェアリングへの戦略的な対応を行う。さらに、海外事務所も活用し国際共同研究の推進・調整や情報収集・発信等を行う。</u></p>
<p>③ さらに、再構築されるプロジェクトの内容を踏まえつつ、法人の機能発揮に必要な体制構築に係る業務においても、目標達成に向けての各プロセスを示し、また、可能な範囲にて、指針に基づき量的・質的な観点及びその達成時期について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (1) AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等 ④ 実用化へ向けた支援 (前略) <u>具体的には、令和2年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法の改善に活用する。また、研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した研究成果と企業のニーズとのマッチング支援を行う。さらに、PMDAや株式会社INCJ等との連携を通じた実用化を促進する取組を行う。これらの取組を実施することにより、第1期中長期目標期間の実績等を踏まえ、令和6年度までの達成目標として、</u></p>

	<p>・ <u>研究機関の知財取得件数 100 件</u> ・ <u>企業とのマッチング成立（協力協定締結、企業導出等）件数 290 件</u> <u>を目指す。ただし、上記の目標の達成に向けて、知的財産取得への支援、マッチング支援を行う際には、支援対象の質に十分配慮する。</u></p>
--	---

【年金積立金管理運用独立行政法人】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 法人におけるガバナンス改革の趣旨を踏まえ、例えば、経営委員会の判断事例を先例集として取りまとめるなど、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を着実に実行することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 (前略) <u>意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。</u> <u>また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。</u></p>
<p>② また、世界経済の不透明さが増す中、運用管理に係る専門人材を戦略的に確保・育成し、経営委員会・執行部双方でリスク管理の強化に向けた取組を行うことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>6. リスク管理 (前略) <u>また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。</u> <u>経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。</u></p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 <u>法人の行う年金積立金の運用は外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の高度化・多様化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。</u> <u>高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。</u> <u>高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</u> <u>運用の高度化・多様化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。</u></p>

<p>③ さらに、国民の貴重な財産である年金積立金の運用を行う法人の重要な役割を踏まえ、超長期の運用機関としての運用実績や年金制度全体の中で法人に求められる役割等について一般の国民にも分かりやすく説明を行うことなど、法人が国民の関心に応じて戦略的に広報を行うことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>8. 情報発信及び広報 (前略)</p> <p><u>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況、年金積立金の役割、長期分散投資の効果等）について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。</u></p>
<p>④ なお、法人は、本年10月の法人理事長に対する制裁処分事案を踏まえ、目標の策定に当たって、必要な対応について検討すべきである。また、中期目標期間における業務実績評価（期間実績評価）において適切な評価を実施する必要がある。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 (前略)</p> <p>また、<u>内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用手法の高度化や運用対象の多様化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。</u></p>

【独立行政法人経済産業研究所】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 多様化・複雑化する政策課題の解決に向けて、経済学・工学・法学等の分野を超えた文理融合の研究体制を整備し、他の政策分野に跨がる学際的な研究を推進するとともに、得られた研究成果を活かし、国立研究開発法人など他の研究機関等における研究成果の社会実装に貢献していくことについて、目標において明確化してはどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (1) 調査・研究・政策提言・資料統計業務 ①業務内容 (前略) 経済学以外の法学、工学、医学等の研究者へ間口を広げ、問題意識、研究テーマ、分析手法の立て方などにおいて、<u>文理融合を含め、複数分野の研究が経済学を含む社会科学に結びつくように他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う。</u></p>
<p>② また、学際的な研究や国際化の推進に向けて、他の法人や民間の研究機関等との差別化を明確にした上で、真に国民に役立つ具体的成果を得られるよう、国内外の研究機関との連携・協働を更に本格化していくことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (1) 調査・研究・政策提言・資料統計業務 ①業務内容 (前略) グローバルな視点やより現実の社会状況を踏まえた研究成果を創出し、政策提言につなげるべく経済産業政策への寄与度をさらに高めていくため、<u>客員研究員等（ヴィジティングフェロー、ヴィジティングスカラー）制度活用による海外研究者や海外の大学・研究機関や国際機関との連携を拡充し、その知見を取り入れる。</u></p> <p>(2) 成果普及・国際化業務 ①業務内容 (前略) また、国際化については、理事長及び所長のリーダーシップの下で、大学、行政機関、産業界等から幅広い英知のネットワーク型研究体制を構築し、中立的・客観的な立場からの理論的・実証的な政策研究を実施し、経済産業政策の立案に寄与してきた研究所において、海外研究ネットワークは研究所の財産である。今後も世代交代や新陳代謝を図りつつ、海外における大学等の研究者の連携等により、更なる研究ネットワークの拡大、研究体制の強化を常に図る必要がある。研究者同士の健全な緊張感を醸成し、知識の融合化や新しい着想からの研究を目指すべきである。そのために<u>更に海外の大学・研究機関や国際研究機関との連携を強化し、共同研究の推進を図るとともに国際ネットワークを拡充する。それに加え、海外の要人をシンポジウムに招聘する等、国際交流を促進する。</u></p>

③ さらに、工学等の分野の知見も包含した文理融合・学際研究を進めるとともに、多様性に対応していくために、他の分野・領域、外国人及び女性の研究者など、多様な人材確保及び組織整備を計画的に進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制の充実

③ 多様な人材を確保するとともに内外の動向に対してより柔軟な研究体制を整備し、研究力の底上げを図り、知のプラットフォームの役割を充実させる。

(3) 人材確保計画の策定、人事管理の適正化

(前略) 若年層のキャリアパスの明確化を含めた必要となる適正な人材確保・育成方針を策定し、人事評価に基づく適正な人員配置を行い、職場活性化を図る。

【独立行政法人工業所有権情報・研修館】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 知財に係る政策課題全体における法人の位置付け及び強みを明確化しつつ、中小企業等の知財の活用による「稼ぐ力」の向上に向けて、今後、法人に求められる役割を目標において明確化してはどうか。</p>	<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） <法人の現状と役割> <u>I N P I Tは、第四期中期目標期間において、47都道府県に知財総合支援窓口、大阪府に近畿統括本部を設置し、中堅・中小・ベンチャー企業に対するアイデア段階から知財の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の課題に、適切に対応を図ってきた。さらに、特許庁とも密接に連携し、<u>基盤システム（J-PlatPat）による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってきた。また、こうした活動により、多くのノウハウの蓄積やネットワークの構築等がなされ、支援機能の向上が見られるところである。</u></u></p> <p>（中略）<u>中小企業等の知財の重要性に関する認識を高めつつ総合的な支援の充実に一層努めることが求められている。</u></p> <p>（中略）<u>特に、中小企業等が知財を戦略的に活用し事業成長を達成できるよう、総合的な支援を実施する。支援に際しては、支援企業の強み・弱みを把握し、支援企業とも認識を共有しつつ、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略（いわゆるオープン・クローズ戦略、製品・サービスのブランド構築戦略を含む。）の構築を支援することにより、企業の「稼ぐ力」を高めることとする。</u></p>
<p>② また、国民一般に対する知財の重要性の周知・広報において、これまで培ってきた法人の強みを活かして、法人が果たすべき役割を明確化し、着実に取組を進めていくことについて、目標に盛り込んではどうか。例えば、学生・生徒に対する知財学習支援を強化するなど、若年層に知財に対する興味・関心を持たせる取組の充実について、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 知的財産関連人材の育成</p> <p>（2）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施</p> <p>② I C Tを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進 （前略）<u>これまであまり知財に関心を持たなかった層に対しても効果的に普及させるべく、I C Tを活用した知財人材育成教材の提供を強化する。</u></p> <p>③若年層に対する知財学習支援 <パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催> （前略）<u>学生・生徒が知財に触れる機会の更なる拡大を図るべく、大学・学校等に対する広報活動を強化し、応募校の拡大を目指す。</u></p> <p><明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援> （前略）<u>高校生や高等専門学校生などに対して、知財の創造のみならず、知財の保護・活用を含めた総合的な知財マインドの醸成を図るべく、更なる支援内容の見直しを図りつつ、実施する。</u></p>

	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 広報活動の強化</p> <p><u>INPIITの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について、INPIITが運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの分析等も行いつつ、広報活動を強化する。</u></p> <p><u>具体的には、これまでのINPIITの支援の成功事例について、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて一層積極的な広報を行うとともに、SNSなどの新たな媒体の更なる活用を進める。</u></p> <p><u>また、中小企業等の経営層へのアプローチを強化し、INPIITの認知度を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会・商工会議所等を通じて活用を促す。</u></p>
<p>③ さらに、法人の組織・人事マネジメントにおいて、適切に人材確保・育成方針を策定するとともに、プロパー職員のキャリアパスを明確化し、計画的に育成していくことについて、目標に盛り込んでどうか</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>(3) プロパー職員の採用と育成</p> <p><u>今後のINPIITの業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。</u></p>
<p>④ 加えて、法人が各都道府県に設置する「知財総合支援窓口」等の支援（相談）窓口のワンストップサービス化を進めるに当たっては、より効果的な支援が行えるよう、法人が果たすべき役割を明確化した上で、他府省・他法人や地方公共団体の関係機関等との有機的な連携・協働体制を構築していくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援</p> <p>(1) 相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>① 知財総合支援窓口によるワンストップ支援</p> <p><u>(前略) INPIITの各相談窓口による相談支援については、支援事例の共有や勉強会の実施等を通じた窓口間の相互理解・連携の強化等により、各窓口の一体的運用を進めつつ、弁護士・弁理士・デザイン専門家などを派遣できる体制を引き続き整備する。また、中堅・中小・ベンチャー企業に対し、事業戦略及び知財戦略の構築を包括的にできるよう、「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所等の他の中小企業支援機関や、地域金融機関等との連携を強化する。さらに、知財及び標準化に関する総合的な支援に資するため、JSAとの連携を強化する。併せて、特許庁及び経済産業局が中小企業等からの相談情報を適切に共有すること等により、従来以上に包括的・効果的な相談対応・支援の実現を図る。</u></p>

【国立研究開発法人産業技術総合研究所】

委員会指摘事項	対応する目標案
<p>① 特定国立研究開発法人としての世界最高水準の研究成果の創出と地域のニーズを踏まえた技術支援の両立を図るため、法人の長のリーダーシップの下、組織体制や予算配分の見直しの検討も含め、弾力的かつ効果的にリソースを配分することについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営</p> <p>(1) 特定法人としての役割</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、特定法人に求められている以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国家戦略に基づき、世界最高水準の研究成果の創出、普及及び活用を促進し、国家的課題の解決を先導する</u> ・ 我が国全体のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、産学官の人材、知、資金等の結集する場の形成を先導する ・ 制度改革等に先駆的に取り組み、他の国立研究開発法人をはじめとする研究機関等への波及・展開を先導する ・ 法人の長の明確な責任の下、迅速、柔軟かつ自主的・自律的なマネジメントを実施する <p>Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) 研究推進体制</p> <p>特定法人として世界最高水準の研究成果を創出することが求められていることを踏まえ、第5期の最重要目標である社会課題の解決に貢献する研究開発を、<u>既存の研究領域等にとらわれることなく、組織横断的に連携・融合して推進していく組織体制を機動的に構築する。</u>研究領域においては、<u>裁量と権限に伴う責任を明確化した上で、基礎と応用のベストミックスになるように、交付金や人材のリソース配分や他の国立研究開発法人・大学等との連携を行う。</u></p> <p>(2) 本部体制</p> <p>第5期の最重要目標である社会課題の解決に貢献する研究開発を進めるため、<u>産総研全体の研究戦略等を策定し、これに基づいて連携・融合して取り組むよう全体調整を行う全所的・融合的なマネジメントを強化する組織体制を構築する。</u>また、研究者に対する各種事務作業に係る負担を軽減し、研究者が研究に専念できる最適な環境を確保するため、より適正かつ効率的な管理・運営業務の在り方を検討し、推進する。</p>

<p>② また、限られたリソースを効率的に活用し、地域のニーズを踏まえた技術支援等を推進するため、技術コンサルティングの強化、イノベーションコーディネータ（IC）の確保・育成、公設試験研究機関等に配置する IC を通じた関係機関との一層の連携・協働について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充</p> <p>(3) 地域イノベーションの推進</p> <p>地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションを推進するため、地域の中堅・中小企業のニーズを把握し、経済産業局や公設試験研究機関及び大学との密な連携を行う。<u>産総研の技術シーズと企業ニーズ等を把握しマーケティング活動を行うイノベーションコーディネータ（IC）が、関係機関と一層の連携・協働に向けた活動を更に充実するため、マニュアルの整備、顕著な成果をあげた IC へのインセンティブの付与等を行う。</u></p> <p>また、<u>地域センターは、地域イノベーションの核としての役割を果たすため、「研究所」として「世界レベルの研究成果を創出」する役割とのバランスを保ちながら、地域のニーズに応じて「看板研究テーマ」を機動的に見直すとともに、地域の企業・大学・公設試験研究機関等の人材や設備等のリソースを活用したプロジェクトを拡大すること等に取り組む。</u></p> <p>(5) マーケティング力の強化</p> <p><u>産総研が保有する技術シーズを企業のニーズへのソリューションとして提案する「技術提案型」と、第4期中長期目標期間に開始した新事業の探索等を企業とともに検討する「共創型コンサルティング」を通じて、企業へのマーケティング活動を、第5期においても、引き続き強化する。</u></p> <p>また、<u>大企業から地域の中堅・中小企業まで幅広い企業を対象として、新たな連携の構築や将来の産業ニーズに応える研究テーマの発掘や創出を目指し、企業や大学、他の国立研究開発法人、経済産業省等との連携により得た情報の蓄積、ICの活動の充実等によるマーケティング活動を推進する。</u></p>
<p>③ さらに、効果的・効率的な組織・人事マネジメントに向けて、研究職だけではなく、事務職も含めた法人全体の人材確保・育成の方針を策定し、職員のキャリアパスの見直し等について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化及び効果的かつ効率的な業務実施のため、多くの優れた研究者が自由な発想の下で研究に打ち込める研究所であることが理想であることを認識し、<u>若手、女性、外国人研究者、学界や産業界からの人材等、多様で優秀な人材を積極的に確保するとともに、特に若手研究者が、中長期的な成果を志向した研究に取り組めるよう、採用や人事評価等においては、短期的・定量的な評価に限定せず、挑戦的な研究テーマの構想力や産総研内外との連携構築能力なども勘案する。</u></p> <p>他方で、<u>研究成果の見える化を図り、研究者の適性を見極め、研究実施に限らない各種エキスパート職への登用も含めたキャリアパスの見直しを進める。</u></p> <p>更に、<u>クロスアポイントメントや兼業、混合給与、年俸制、博士課程等の大学院生を雇用するリサーチアシスタント（RA）などを活用し、他組織との人的連携や人材流動化を促進する。</u></p> <p><u>事務職も登用先を広げ、研究企画、ICなどにも積極的に登用し、研究・産学連携のプロデュースおよびマネジメントを行える人材を育てる。</u></p> <p>併せて、研究職・事務職に関わりなく 360 度観察などを取り入れた上で、役員を筆頭としたマネジメント層およびその候補者、研究マネジメントを行う人材の育成・研修システムの見直しを行う。</p> <p>なお、人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20</p>

	年法律第 63 号) 第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。
--	---